

2017年2月議会 飯塚孝子議員の一般質問

2017.3.3 本会議

○議長（高橋三義） 次に、飯塚孝子議員に質問を許します。

〔飯塚孝子議員 登壇〕（拍手）

◆飯塚孝子 日本共産党市会議員団の飯塚孝子です。通告に従い、市長並びに教育長に分割方式で質問します。

第1の質問は、高齢者介護と福祉の拡充についてです。

2000年にスタートした介護保険は16年が経過しました。当事者と家族が求める介護支援がされてきたのか、その実態に基づいて質問します。

警察庁は2007年から、介護・看病疲れによる殺人事件というくくりで統計をとっています。それによると、2007年から2015年の9年間で全国で415件発生しています。年平均46件、8日に1件のペースで起きていることとなります。また、介護・看病疲れによる自殺は年間300人前後もあり、年齢別で60歳以上が約6割を占めています。

介護を理由とした退職者は、2007年から2012年の5年間で48万7,000人に達し、年平均で約10万人が介護、看護を理由に退職しているなど、介護を理由とする社会的損失と人権侵害ははかり知れません。

国と地方自治体による実態に即した介護支援の拡充は急務です。しかし、介護保険は負担増と給付対象の縮小など、公的責任を後退させ続けています。

そこで、4月から施行される新総合事業を前に、本市の介護認定結果及び特別養護老人ホーム入所の実態が市民の求める介護ニーズに沿っているのか、市長に見解を伺います。

（1）として、新総合事業施行による介護サービスのさらなる切り捨ては許されないについてです。

アとして、介護認定のあり方について伺います。

パネルの図1、介護認定新規申請の2次判定結果の推移をごらんください。（資料を手を持って示す）平成20年から平成27年の8年間の推移ですが、新規申請者は年間7,000人から8,000人で、要介護認定は緑線で、平成20年時の60.7%が平成27年では46.4%に減り、一方の赤線の要支援は38.2%から48.6%にふえています。また、介護保険の対象から外された青線の非該当者は、1%の73人から5.1%、400人と5.5倍に増加し、軽度に判定されるケースが顕著です。

介護認定は、コンピューターによる1次判定と、医師の意見書や調査員による記述事項を審査する認定審査会の2次判定を経て確定します。次のパネル、図2の介護認定における1次と2次判定結果の比較の推移をごらんください。（資料を手を持って示す）図2に示された赤線は、2次判定が1次判定より重度変更になった割合、青線は同様に軽度変更となった割合の推移です。2次判定が軽度変更になる割合が逆転し、高くなっています。

また、平成27年度介護認定非該当（自立）と判定された424人全員に対し、地域

包括支援センターがその後状況把握した結果、介護認定による介護サービスが必要と判定された事例は105人の24.8%もいました。非該当（自立）と判定された人たちの中には、継続的なりハビリや入浴支援が51人、1人で生活ができないが13人、訪問介護・看護が10人もいました。

このように、介護保険サービスの対応でなければ生活できないと思われる人たちが多数いました。介護ニーズと乖離した認定結果となっていると思われます。介護認定審査は、介護が必要な人を救うのではなく、切り捨てと言っても過言ではないケースがあります。早急に検証し、改善を求めるものです。見解を伺います。

次に、イの新総合事業の申請についてです。

新総合事業は、介護認定方式と基本チェックリスト方式の2種類の選択となります。認定申請は、1、明らかな要介護認定申請が必要な場合、2、給付によるサービスを希望している場合、3、要介護認定申請を希望する場合としています。先ほどの非該当者調査でも明らかなように、申請者には専門職による介護サービスを要する人が多数存在している可能性が高い状況にあります。基本チェックリストでは申請者の状態が十分把握しづらく、介護保険サービスの訪問看護や福祉用具などを見逃すことになりかねません。窓口での振り分け先にありきではなく、新規申請者は原則認定申請とし、介護ニーズを的確に把握し、全ての申請者に対し、ニーズに見合った介護プランとなるよう改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ウの郵送による基本チェックリスト中止についてです。

本市は、平成23年度から全高齢者を対象に、2年に1回、基本チェックリストを郵送し、その結果、介護予防が必要と思われる高齢者に対し、地域包括支援センターが訪問等で実態把握をして、介護予防事業につなげてきました。その実績は、基本チェックリスト回収率が5割を超え、実態把握数は年間1万1,000人、予防事業に1,200人が参加しています。

新総合事業を機に、全市の高齢者を視野に入れた本事業を中止する方針転換は、健康寿命の延伸や介護予防に逆行し、高齢者福祉の後退となります。本事業は中止ではなく継続するべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋三義） 篠田市長。

〔篠田 昭市長 登壇〕

◎市長（篠田昭） 飯塚孝子議員の御質問にお答えします。

初めに、高齢者介護、福祉の拡充についてです。

新総合事業施行による介護サービスについてのうち、介護認定審査の改善についてお答えします。

要介護認定は、介護の必要度の基準となる要介護度を客観的かつ公平に判定するため、1次判定とそれを原案とした2次判定の2段階で行われており、本市における1次判定と2次判定の変更率は、平成27年度の実績では20.5%となっています。そのうち要介護度を重度に変更した割合は8.0%、軽度に変更した割合は12.5%となっています。

1次判定では、全国一律の基準によるコンピューターソフトによって客観的な推計

を行い、さらに2次判定では、対象者個々の介護に係る手間の度合いを反映させるため、認定調査票の特記事項などの記載を重視し、審査会委員の専門性や経験に基づき、最終的な要介護度を決定していることから、適正な審査判定が行われているものと認識しています。

なお、要介護認定で自立と判定された方については、判定後に地域包括支援センターの職員がかかわり、必要なサービスにつなげています。

自立と判定された後、再度認定申請を行い、認定を受けた方もいますが、これは調査時点の違いにより、本人の状態に変化があったことによるものと考えています。

次に、新総合事業の新規申請についてです。

新総合事業では、訪問型・通所型サービスのみの利用を希望する場合、介護認定を受けなくても、25問の質問項目から成る基本チェックリストの実施によりサービス事業対象者と判定されれば、必要なサービスを迅速に利用できるようになります。

ただし、本人の希望に応じて認定申請と同時に、または認定申請のみを行うことも可能であり、サービスの利用開始後も必要に応じて認定申請していただくことができます。このことについては、相談窓口において丁寧な説明をしていきます。

また、基本チェックリストにより事業対象者と判定された場合においても、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが訪問し、状況を確認した上で、本人や家族と相談しながらニーズに応じた介護プランを作成し、適切なサービスにつなげていきます。

次に、郵送による基本チェックリストとそれに伴う実態把握の中止についてです。

国は平成18年度に介護予防事業を創設し、要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を対象とした二次予防事業については、高齢者人口の5%の参加を目標としてきました。

しかし、平成26年度からは、実績が低調であることを理由に、全国一律の基本チェックリストの配布、回収は求めないこととし、介護予防の取り組みが必要な方の情報はさまざまな関係機関の情報を活用するという方針に変更しました。

このため、本市でも新総合事業への移行を機に、基本チェックリストの郵送を廃止し、地域包括支援センターの日常の活動の中で地縁団体や民生委員、医療機関、介護事業者などと連携しながら、介護予防や支援が必要な方の情報を把握するとともに、より一層の介護予防の普及啓発とその周知を図っていきます。

なお、当面の間は今年度回収した方の実態把握を実施していきませんが、現在においても地域や年齢を決めて単身世帯を訪問するなど、地域包括支援センターによってはその地域の実情に応じ、独自で実態把握を行うところもあります。

今後は、これらの活動の様子を見ながら地域包括支援センターと意見交換を実施し、実態把握のあり方について検討するとともに、必要な改善に取り組んでいきます。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 今ほどの御答弁の中で、時間の差があつて実際に認定になった方がいるという認識のお答えだと思いますが、訪問して認定されていない人たちの中に明らかに介護が必要だった人たちが自立と判定されているという実態をぜひ重く受けとめていただいて、少なくとも介護認定が必要な 25%の人たちを 1 回目の申請で救うべきだと思います。再申請ができるといつても、そのロスの時間が大変なことです、この点について再度お願いします。

○議長（高橋三義） 篠田市長。

〔篠田 昭市長 登壇〕

◎市長（篠田昭） 時間の差があつて判定のずれが出ると認識していますが、この場合はどうなのかということ具体的に教えていただければ、また個別に判断させていただきます。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 この方はという事例ではありませんが、研修の中でこういう実態があるということをご審査会の皆様にフィードバックしていただいて、最低限、このような漏れが救えるような研修内容にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋三義） 篠田市長。

〔篠田 昭市長 登壇〕

◎市長（篠田昭） 具体的、個別的な事例があつて初めて、判断の是非が問われると考えています。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 次の（２）、特別養護老人ホーム待機者と施設利用の乖離問題についてです。

国は特別養護老人ホーム待機者に対し、施設整備の拡充や施設職員の待遇改善が不十分なまま、特養ホーム申し込み者を要介護 3 以上の重度者に限定し、一定以上の所得者の利用料を 2 割に、一定の預貯金者は補足給付から外すなど、高齢者と家族にさらなる負担増と利用制限を行っています。その影響は、当事者とその家族にとどまらず、職員体制が伴っていない中、特養ホーム待機者と施設利用の乖離が生ずるなど、施設運営にもあらわれています。そこで、その実態把握と改善に向け、4 点について伺います。

アとして、100 床規模の広域型特養ホームの状況を紹介します。この施設は、1 月時の入所者は 97 人で、満床ではありませんでした。また、入所している人たちも入院を繰り返す病状にあり、90 人程度に落ち込むことを繰り返しています。入所者の状況は、尿カテーテルやインスリン注射、たんの吸引など、30 人程度いました。また、ほかに 400 人ほどの待機者がいますが、評価点が高い上位 100 人の状況を示したパネル図 3 の特養ホーム待機者の医療依存のサンプル調査結果についてごらんくだ

さい。（資料を手に持って示す）円グラフは、医療依存の有無の状況で、医療依存ありが約半数です。その内訳は、棒グラフに示していますが、尿カテーテルが12人、経管栄養が8人、インスリン注射が7人、透析が7人など、48人に医療管理が必要でした。

常勤医や夜間の看護師が不在で、現状の介護士数だけの状況では、医療依存のある人たちを今以上に受け入れるのは限界だというのが施設側の声です。

特養施設入所対象者の重度化により、医療依存に対応できる人材に限界があること、また、施設側が受け入れ可能と連絡した人たちの中には、利用料が2割になったことによる負担増から入所を断る実態も生じ、入所稼働率の低下が起きています。地域密着型の特養ホームでも同様の状況にあります。一方で、長期待機者も解消していません。全市の施設における稼働状況と待機者の状況調査を実施し、こうした問題の改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

イとして、施設の空き状況の情報公開システムについて伺います。

施設利用の効率化のために、空き情報の見える化と共有化が不可欠です。しかし、厚生労働省のホームページに施設の空き状況の情報公開システムがあることが施設や待機者に周知されていないため、有効に機能していません。関係者に周知啓発し、情報の共有化を図り、施設の利用、稼働を効果的にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

次にウとして、要介護1・2の入所についてです。

平成27年4月から、特養ホームの入所対象者は要介護3以上に限定し、要介護1・2は新規入所は原則入れないに改悪しましたが、特例的に、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない理由があると認められる4つの特例入所要件該当者は申し込みができています。

施設関係団体が実施した全国の1,600施設のアンケート調査結果によれば、申し込みが減ったが56%、要介護1・2の申し込みを受け付けていない施設が19%、約2割が特養入所を門前払いしていることが明らかになりました。本市においても、要介護1・2の人の平成27年度申し込み受理者は128人ですが、特例入所制度の周知と特例入所申し込み者の状況を把握して、介護難民状態の実効ある解消を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次にエとして、国の政策に対するあり方についてです。

政府は2015年の骨太の方針で、社会保障予算の自然増を毎年5,000億円程度抑える方針を決め、毎年のように制度改悪によって医療と介護の給付削減と負担増を押しつけてきました。今国会には、収入340万円以上世帯の介護利用料の3割化と高額介護サービス限度額の引き上げなど、さらなる負担増の改悪案を上程しました。申し込み者と入所の乖離はさらに広がり、医療依存要介護者の難民化はさらに深刻な状況となります。市として、利用料負担増の中止と、24時間対応の看護職などの人員体制の確保ができる介護報酬を国に求めるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋三義） 佐藤福祉部長。

〔佐藤隆司福祉部長 登壇〕

◎福祉部長（佐藤隆司） 特別養護老人ホーム待機者と施設利用についてのうち、施設稼働状況と待機者の状況調査についてお答えします。

本市の特別養護老人ホームの待機者は、平成28年6月の調査で4,106人であり、平成27年度と比較すると404人減少しています。待機者の減少理由は、本市が積極的に1,000床の前倒し整備に取り組んだことに加え、平成27年4月から新規の入所基準が原則、要介護3以上になったことなどが影響しているものと思われます。

特別養護老人ホームの稼働率については、現状においても多くの待機者がいることから、退所者が発生した場合の一時的な空床状態は生じると思いますが、全体的に高い稼働率で推移しているものと認識しています。

施設からは、待機者がいないとか、空床が埋まらないといった相談はありませんが、今後、必要に応じて施設から現状を伺うなど、実態把握に努めていきます。

次に、介護サービス情報公表システムについてお答えします。

介護サービス情報の公表制度は、介護サービス事業者みずからが提供する介護サービスの内容及び運営状況に関する情報を都道府県に報告し、その報告を都道府県が公表することにより、利用者の権利擁護、サービスの質の向上などに資する情報提供の環境整備を図るものです。

このシステムでは、施設の空き情報も掲載されていますが、事業所の随時更新がなされていない実態があることから、県に対し、事業所に適切な入力を働きかけるよう依頼するとともに、本市においても、この公表システムがあることを平成29年度の介護保険サービスガイドへの掲載を通して利用者などへ周知していきます。

次に、特別養護老人ホームの特例入所についてです。

特別養護老人ホームの入所については、より入所の必要性が高い高齢者が入所しやすくなるよう、中・重度の高齢者を支える施設としての機能の重点化を図るため、平成27年4月より新規入所は原則、要介護3以上の方となっています。ただし、要介護1・2の方については、認知症状がある方など居宅において日常生活ができないやむを得ない事由がある場合には、特例的に入所が認められています。

この見直しを受け、本市では特例入所を踏まえた入所指針を作成し、各施設において当該指針に基づき入所基準の見直しを行い、入所の透明性や公平性を確保するよう通知しているところです。

入所指針では、施設は要介護1・2の方の入所申し込みを受けた場合は、本市へ報告を行うこととしていることから、特例入所の申し込み状況の把握に努め、今後も入所の必要性が高い方が優先的に入所できるよう、制度の適切な運用を図るとともに、市民に対しても介護保険サービスガイドなどで周知を行っていきます。

次に、利用料負担増の中止などを国に求めるべきについてです。

利用者負担割合については、一定の所得がある方について、平成27年8月利用分より1割負担から2割負担に見直されました。さらに、平成30年8月からは、年金収入のみで年344万円以上となる現役並み所得者について、3割負担への見直しが実施される見通しです。

急速に高齢化が進む中で、介護を社会全体で支える介護保険制度の重要性は高まっ

ており、今後も持続可能な制度を構築するためにも、能力に応じた負担は必要な見直しと考えています。

ただし、利用者負担が2割または3割負担に該当しても、高額介護サービス費の支給により、負担増の幅は一定程度に抑えられることとなっています。

また、看護職などの介護報酬についてですが、昨年末に提出された社会保障審議会介護保険部会での意見において、施設内での医療ニーズやみとりにより一層対応できるような仕組みづくりについて、平成30年度介護報酬改定に合わせて検討することが適当であるとされたことから、今後の国の動向を注視していきます。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 第2の質問は、子ども、若者の貧困対策の拡充についてです。

2014年に施行された子どもの貧困対策法第4条に自治体の責務が明記され、当該地域の状況に応じた施策の策定と実施が義務づけられました。本市においても対策部会が立ち上がり、こども未来部の組織再編がなされ、子どもの貧困対策推進計画の策定が具体化します。貧困対策推進計画策定に関連して2点伺います。

1点目は、ひとり親の貧困対策です。

ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%であり、市の調査でも母子世帯の半分以上が年収200万円未満でした。ひとり親家庭の貧困率の改善は急務です。子供を育てるための現金給付は、児童扶養手当、児童手当、就学援助費等ですが、支給は年3回の4カ月後支給もしくは償還払い制のため、月々の計画的支出も困難です。結果として、滞納や借金で対応せざるを得ない事態も生まれます。

兵庫県明石市は、児童扶養手当の毎月支給実現のために、国から手当が支給された段階で、市を經由し市社協が一旦預かり、毎月支給額相当を貸し付けの形で支給し、その後、手当の支給時にその費用を相殺する仕組みを検討しています。本市においても、児童扶養手当の支給は生活安定のためにも毎月支給に改善を図るべきと考えますが、見解を伺います。

2点目は、若者の貧困対策についてです。

貧困の連鎖は、子供期のみでの支援ではとめることができない厳しい状況があります。児童養護施設などの社会的養護の措置解除となった若者や、生活保護世帯の若者の高校中退率と大学進学率は、一般平均と大きな差があります。また、養護施設退所後に生活保護を受給する割合が地域平均の約4倍、若者の生活保護受給率と比較すると18倍以上あることが明らかになっています。生活保護受給世帯を離脱した若者も、進学や就職に要する資力が不足なために自立が困難になっています。

札幌市では、20歳と24歳の若者を加えた生活実態調査と子供貧困対策計画を策定しています。市が新年度実施する子ども実態調査に、生活保護から離脱した若者や、児童養護施設などの社会的養護の措置が解除された若者などの生活実態調査を加えて実施し、若者の自立支援計画を策定すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋三義） 佐藤福祉部長。

〔佐藤隆司福祉部長 登壇〕

◎福祉部長（佐藤隆司） 子ども、若者の貧困対策の拡充についてのうち、児童扶養手当を毎月支給に改善すべきについてお答えします。

児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法により年3回と規定されています。支給回数改善について、平成28年5月2日に可決された児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること」と付されていることを受け、国も関係省庁による検討会議を開催し、各自治体に対して昨年10月に調査を行い、現在、結果をまとめているところと聞いています。

本市としては、手当を毎月支給することについて、受給者資格の確認に課題があると考えており、当面は国の動向を注視していきます。

次に、若者の生活実態調査の実施と自立支援計画の策定についてです。

子供の貧困対策については、子供や家庭の状況を把握し、子供の貧困に対して有効な施策を講じるために実態調査を実施し、計画を策定する予定です。

他の先行した自治体においては、実態調査を18歳未満の子供に限らず、24歳までの若者を含めて実施している事例や、若者への支援も計画に盛り込んでいる事例もあることから、実態調査や支援施策・計画の対象範囲については、他の自治体を参考に、庁内及び庁外の検討組織において今後検討していきます。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 今ほどの答弁、国が附帯決議をつけており、注視していくという答弁だったと思います。国の動向を注視するのも重要かもしれませんが、これから具体的な計画をつくり、対策会議を開くという話ですから、自治体でやれることを先行的にやることは、国の動向を注視する前にやっても何ら問題はないと思います。課題があるとすれば、その課題の解決をどうすべきかという具体的な対策もしつつ、ぜひ具体化していただきたいと思います。ひとり親世帯、母子世帯の困窮は大変厳しい状況にあると思います。そういう意味では、ぜひ新潟市も先行的にやっていただけないかということで再度質問します。

○議長（高橋三義） 佐藤福祉部長。

〔佐藤隆司福祉部長 登壇〕

◎福祉部長（佐藤隆司） 議員お話しされた明石市の事例については私どもも承知しています。毎月支給にすることについては、現行法令の中では手当という形ではなく、貸付金という形にならざるを得ない。そうしますと、事務的にもかなり煩雑になるかと思っています。それと、受給者資格ですが、引っ越しされたり婚姻関係に変化が出たりした場合の把握には本人からの申し出が必要になってきますので、どうしてもタイムラグが出てくると。そうすると、一旦支給してしまったものをまた返還していただくという事務もふえていくだろうということで、さまざま課題があると思っています。

ますので、当面は国の動向を注視したいと考えています。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 次に3、学校を実効ある貧困対策のプラットフォームとするためにです。

国は、子供の貧困対策の具体化で学校をプラットフォームと位置づけ、貧困対策を総合的に進めるとしています。本市の就学援助を利用している児童生徒は約1万6,000人、全児童生徒の27.3%で、3人に1人が準要保護世帯にあります。この支援とともに、憲法第26条第2項の「義務教育は、これを無償とする」に照らして、実効あるプラットフォームの施策とするために質問します。

（1）は、入学準備費の負担軽減と就学援助制度の拡充についてです。

アとして、公費負担の入学準備費について伺います。

私は、ことし4月に入学する小学校4校と中学校2校の保護者から、入学までに保護者が準備すべき品目と負担額を見せていただきました。小学校は1万4,000円から2万7,000円、中学校は3万円から6万円でした。それとは別途に、小学校はランドセル、中学校は制服等を各自で準備しなければならず、総額では10万円を超える負担になります。学校の共用備品として公費負担で対応できる算数セットなどの教材費は、いずれの学校も保護者負担としていました。また、学校によっては品目と負担額が大きく異なる状況があります。実態調査を行い、公平化と軽減化を図るべきと考えますが、見解を伺います。

イは、就学援助の新入学児童学用品費の支給時期についてです。

今ほども述べましたように、義務教育入学に保護者が準備しなければならない費用は、一定の貯蓄がなければ対応が困難です。本市の就学援助利用者のうち生活保護基準に相当する第1階層は、全児童生徒の18%になります。

昨年、中学校入学前の準備費は、小学校6年在学中の支給で対応することで負担軽減を図ることができました。しかし、小学校入学前の児童は8月支給のままです。小学校入学時も、中学校入学時と同様に支給時期の改善を図るべきです。

全国では、就学前に支給する取り組みが大きく広がっています。福岡市や八王子市は、就学援助の新入学児童学用品費は、入学前年度の所得基準ではなく、前々年度の所得基準を用いて認定しています。本市もこうした基準で認定し、入学前支給とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

ウは、就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給額についてです。

国は、新入学児童生徒学用品費の支給額が実態と大きく乖離していることから、要保護世帯の基準額を児童は2万470円から4万600円に、生徒は2万3,550円から4万7,400円に増額しました。本市においても第1階層に適用させ、引き上げるべきと考えますが、見解を伺います。

次に（2）、学校給食費の負担軽減、無料化について伺います。

市は材料費高騰を理由に、4月からスクールランチの1食単価を280円から290円に値上げする通知をしています。たかが10円、されど10円です。他の学校給食費も

軒並み値上げされ続け、負担増は必至です。

子供の貧困対策の中で、子供の食事、栄養状態の確保は教育支援の重点施策に位置づけられています。本市生徒の生活習慣病予防健診で貧血と低栄養が増加していることから、全員給食化と負担軽減は重要課題です。学校給食は、食のセーフティネットと食育教材の役割があります。市の責任で値上げ分は補填し、無料化を目指し、負担軽減を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋三義） 前田教育長。

〔前田秀子教育長 登壇〕

◎教育長（前田秀子） 学校を実効ある貧困対策のプラットフォームとすることについてお答えします。

初めに、入学準備費の負担軽減と就学援助制度の拡充についてのうち、入学時の教材費についてです。

まず、教材の経費負担についてですが、ワークブックなどは個人の所有物として公費では負担していませんが、学級・学年・学校単位で共用または備えつけで使用するものの経費は公費負担できるものとしています。また、同じ教材であっても、学校に備えつける場合は公費負担となりますが、児童生徒が自宅に持ち帰って使えるようにする場合は私費負担となります。

入学時に保護者が準備する教材や用品は、各学校において教育効果の面や保護者の意向なども踏まえながら総合的に判断し、最終的に校長が決定しています。そのため、議員御指摘のとおり、学校により品目や保護者の負担額が異なっています。

今後も保護者の負担軽減に向け、教材の公費と私費負担区分についての周知を図るとともに、入学時の準備用品については、ほかの学校の状況なども参考にしながら、品目の選定や保護者に対する説明を丁寧に行うよう指導していきます。

次に、就学援助の新入学児童学用品費の入学前支給についてです。

議員から御紹介いただきましたとおり、平成 27 年度から、中学校の新入学生徒学用品費の支給対象者を中学校 1 年生から小学校 6 年生に変更して、中学校入学前の 3 月に支給する対応としました。

小学校入学前においては、就学を機に世帯の転入出が多いことや、就学前の対象者への周知や手続方法など、所得基準以外の課題もありますので、今後、先行して実施している都市を参考に課題を整理し、手続上の保護者負担の軽減や公平な支給の観点などを踏まえ、実施に向けて検討していきます。

次に、就学援助の新入学児童生徒学用品費の増額についてです。

本市を含め、各市町村で行っている就学援助の各補助費目の単価は、国の要保護の就学援助の単価を参考にしています。

国においては、要保護の児童生徒の就学援助における新入学児童生徒学用品費の単価を、生活保護制度の入学準備金の金額に合わせて平成 29 年度に改正を予定していますが、国から正式に通知はされていません。

また、本市の現行基準で影響額を試算しますと、平成 27 年度決算ベースで全体で約 6,700 万円、第 1 階層だけでも約 5,300 万円となり、新たな財源が必要となりま

す。

新入学児童生徒学用品費の増額を検討するに当たっては、国からの正式な通知を確認し、財源措置が図られるかどうかや、他都市の状況を参考に研究していきます。

次に、学校給食費の負担軽減についてです。

給食食材の高騰が続いている場合など、栄養摂取基準や食品構成量を満たすためにやむを得ず給食費を引き上げることがありますが、給食費は学校給食法に基づき、食材に係る経費として児童生徒の保護者が負担することとなっており、その引き上げ分を市が負担することは難しいと考えています。

また、給食を全員無料化しようとする多額の予算が必要になることから、国に子育て支援策の抜本的な見直しと充実を要望しており、その中で小学校給食の無償化を望んでいます。現状において本市単独で実施することは困難と考えています。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 前向きに実施の方向で検討すると御答弁いただきましたので、各先行事例もどんどんふえていますので、ぜひ検討を早めていただきたいということをお願いします。

4、住宅確保困難な若年層への支援の拡充についてです。

総務省の全国消費実態調査によれば、30歳未満の勤労単身世帯における1カ月当たりの平均消費支出に占める住居費の割合は、1969年には男女とも5%程度でしたが、2014年には男性が25.0%の3万9,000円、女性は26.2%の4万2,000円と、消費支出の4分の1以上を占め、男女とも食費を上回る高い負担でした。

また、NPO法人ビッグイシュー基金の調査では、20代、30代の未婚で年収200万円未満の若者の約8割が親と同居していました。実家から離れ、自立したくてもできない、厳しい経済状況にあるのではないのでしょうか。収入に応じた家賃制度や家賃補助で住居費の高負担を減らし、住居費を除いた収入をふやす施策が必要だと考えます。

本市には、住宅確保が容易でない働く低所得の単身若年層の自立を支援する公営住宅や家賃助成などの住宅施策は皆無です。若者の定住と自立を支援する施策を2点提案し、見解を伺います。

(1)として、市営住宅上階の空き家を活用し、低所得の単身若年者が対象要件となるよう条件整備を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2)として、低所得若年者の民間賃貸住宅への家賃補助の創設をするべきと考えますが、いかがでしょうか。先進例では、東京都新宿区は民間賃貸住宅家賃補助制度として、学生、勤労単身者には月1万円を3年間、子育て世帯には月3万円を5年間補助する支援を行っています。

○議長（高橋三義） 堀内建築部長。

〔堀内貞子建築部長 登壇〕

◎建築部長（堀内貞子） 住宅確保困難な若年層への支援の拡充についてお答えします。

初めに、市営住宅上階の空き家を単身若年者が入居対象となるよう条件整備を図ることについてです。

本市の市営住宅においては、若年者と比べて民間賃貸住宅への入居を断られやすい状況にある高齢者や障がい者など、特に居住の安定に配慮する必要がある方に限り単身で入居できますが、単身者を入居対象としている住戸が少ないことから、世帯向けと比べて抽せん倍率が高く、入居しにくい傾向にあります。

一方、応募が少ない一部の市営住宅について、特にエレベーターのない4階以上の住戸においては、一定数が空き家となっている状況です。これらの住戸については、年齢要件を緩和した上で、単身者が入居できるよう条件整備を図り、既存ストックの有効活用を推進していく必要があると考えています。

次に、低所得若年者の民間賃貸住宅への家賃補助についてです。

低所得若年者への民間賃貸住宅家賃に対する助成については、まずは就労支援などにより雇用と所得を確保し、居住の安定を図っていただくことが最重要であると考えています。

今後は、さきにお答えしたとおり、市営住宅の既存ストックの有効活用を検討していく中で、住宅の確保が困難な若年者への支援にもつなげていきます。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 要件を緩和するという御答弁をいただきましたが、今、若者の貧困の実態も大変大きな問題としてありますので、住宅費の占める割合がエンゲル係数を上回るという状況は何とか改善していかなければいけないと思っています。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続いて5、ふえ続ける児童虐待等の人権侵害対策の拡充についてです。

日本は1994年に子どもの権利条約を批准し、23年がたちました。この間、子供たちの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の4つの権利を保障する環境整備がなされてきたのでしょうか。

厚生労働省の人口動態統計では、日本全体の自殺率は減少傾向にある中で、10代の自殺率は年々増加し、子供の自殺は毎年500人以上であり、2日に3人の子供たちがみずから命を絶っていることとなります。また、虐待や不登校に苦しむ子供たちも同様に増加の傾向にある、深刻な状況が続いています。

人格形成の途上にある子供たちの人権侵害は、大人になった後も後遺症として深刻な影響を及ぼしていることが、虐待を受けた子供たちのその後を追った黒川祥子氏の著書「誕生日を知らない女の子」に記されています。

子供期の人権侵害を防ぎ、適切な支援で人権を保障していく施策の拡充が急がれることから、3点提案し、見解を伺います。

1点目は、児童相談所の体制強化についてです。

児童福祉法の改正により、平成31年度までに専門的知識を持つ弁護士の配置が義務化されました。早急に専任配置をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、児童福祉司の担当児童数も急増しています。新基準の児童福祉司及び児童心理司の人員配置を急ぐべきと考えますが、年次計画はどうか伺います。

2点目は、人権オンブズパーソン制度の創設について伺います。

本市においても、いじめ、虐待等の深刻な人権侵害が子供たちを苦しめています。学校関係者や家族などから人権侵害を受けたとき、当事者として子供自身が直接相談し、救済の申し立てができる、常設で独立性が担保された寄り添い型の第三者機関が必要ではないでしょうか。権利擁護の専門家の弁護士や専門調査員の配置により、権利侵害をされたと思われる者や関係機関に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなど、救済活動を行うことができます。他都市では、人権オンブズパーソン条例を制定し、人権の守り手となる実践が報告されています。本市においても人権オンブズパーソン制度を創設するべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、人権教育プログラム、CAPを学校教育に取り入れることについてです。

CAPは、子供たちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るため、発達段階に合わせた寸劇、歌、人形劇、討論などの学習方法を使った教育プログラムです。子供自身が暴力から自分を守るための教育プログラム、CAPを小学校と中学校在学中に取り入れ、人権教育の拡充を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。見解を求めます。

○議長（高橋三義） 佐藤福祉部長。

〔佐藤隆司福祉部長 登壇〕

◎福祉部長（佐藤隆司） 児童虐待等の人権侵害対策の拡充についてお答えします。

初めに、児童相談所の体制強化のうち、弁護士の専任配置についてです。

昨年6月に児童福祉法が改正され、専門職配置を充実させることが盛り込まれました。この中で弁護士については、法律に関する専門的な知識や経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、児童相談所での配置またはこれに準じる措置が義務づけられました。

本市では、平成27年度から法制課に弁護士1名を常勤職員として配置し、児童相談所では、定例会議や随時の相談において法的な助言を求めるなどの活用に努めてきました。

現在、来年度からの弁護士1名の増員配置について調整を進めており、改正の趣旨に沿った配置を行い、法的対応能力が強化されるよう、勤務体制や業務内容などの拡充に取り組んでいきます。

次に、児童福祉司については、今般の児童福祉法改正において、配置基準が人口4万人当たり1人に引き上げられ、平成29年度及び平成30年度については、配置基準を人口5万人当たり1人とした経過措置が設けられています。現在、児童相談所の児童福祉司は、地区を担当する児童福祉司が15人配置されており、この基準で換算しますと、平成31年度には21人が必要になります。

また、児童心理司については、児童相談所運営指針が改訂され、児童福祉司2人に

つき1名以上の配置が標準とされています。現在、児童相談所には5名配置されており、この基準で換算すると11人の配置が必要になります。

職員の配置については、国の基準に合わせた配置になるよう、計画的に取り組んでいきます。

次に、子供の人権オンブズパーソン制度の創設についてです。

子供を取り巻く環境は近年、児童虐待のほか、いじめや不登校、犯罪被害など深刻な状況にあり、関係機関が相互に連携し、社会全体で対応していくことが必要と考えています。

本市においては、児童相談所や各区の健康福祉課を初め、教育相談センターや各区の教育相談室など、さまざまな機関において子供に関する相談、支援を行うとともに、地方法務局による子どもの人権110番や、県弁護士会による子どもの悩みごと相談のほか、子どものオンブズにいがたといったNPO法人による取り組みなども行われています。

子供が抱えるさまざまな問題に対応し、子供を権利侵害から守るには、寄り添いながら救済を図ることが重要と認識しており、今後とも関係機関との連携を深めて対応していくとともに、既存機関の機能強化や、子供の人権オンブズパーソン制度創設の必要性を検討していきたいと考えています。

○議長（高橋三義） 高島教育次長。

〔高島 徹教育次長 登壇〕

◎教育次長（高島徹） ふえ続ける児童虐待などの人権侵害対策の拡充のうち、CAPを取り入れた人権教育の拡充についてお答えします。

各学校で行われている人権教育は、差別や偏見なく相手と接することやいじめを許さない態度、暴力や暴言などから身を守る知識や行動力の育成に向けて、道徳や特別活動、各教科の授業など、児童生徒の実態に合わせ、全教育活動の中で取り組んでいます。

議員御指摘のCAPプログラムについても、各学校が児童生徒の実態に即して取り入れることが大切であると考えます。

これからも家庭や地域、関係諸団体と連携し、人権教育を推進し、暴力から身を守る知識や行動力、暴力を許さない人権意識を育てていきます。

〔飯塚孝子議員 発言の許可を求む〕

○議長（高橋三義） 飯塚孝子議員。

〔飯塚孝子議員 登壇〕

◆飯塚孝子 各部長から御答弁いただきました。ぜひ子どもの権利条約にのっとり、子どもの貧困対策推進計画等々を有意義なものにしていく元年にさせていただけるような取り組みを心からお願い申し上げます。これで質問を終わります。（拍手）